

軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付の取扱いについて

1. 例外給付の取扱いについて

要支援1、要支援2及び要介護1の方に対して、その状態像から見て一部の福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として介護報酬は算定できないが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する方については例外的に福祉用具貸与の給付が認められている。軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う際には、適切なケアマネジメントが必要である。今回、要支援1、要支援2、要介護1の方に「車いす」「車いす付属品」「移動用リフト」について、主治医の意見を聞き、サービス担当者会議等を開催し、必要性については精査されていることと存じますが、一定利用者の状態確認表を記載していただき適切なアセスメントにより貸与されているか必要性について確認させていただきたいと思います。

2. 例外給付の対象種目

・要支援1、要支援2及び要介護1の方

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」「自動排泄処理装置（尿のみ自動的に吸引する機能のものを除く）」

・要介護2、及び要介護3の方

「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）」

3. 例外給付の対象となる要件（表1）

例外給付対象種目	状態像	認定調査の結果
ア車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「できない」
	2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※1
イ特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	1) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「できない」
	2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「できない」
ウ床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「できない」

エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれかに該当する者	
	1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「意思を他者に伝達 できない」など 基本調査 3-2～3- 7のいずれか 「できない」又は 基本調査 3-8～4- 15のいずれか 「ない」 または主治医意見書 に認知症状の記載が ある場合
	2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「全介助」以外
オ 移動用リフト(つ り具部分を除く) (昇降座椅子を含 む)(注2)	次のいずれかに該当する場合	
	1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「できない」
	2) 移乗が一部介助または全介助を必要と する者	基本調査 2-1 「一部介助」または 「全介助」
	3) 生活環境において段差の解消が必要と 認められる者	※2
カ 自動排泄処理装 置(尿のみを自動的 に吸引するものを 除く)	次のいずれにも該当する者	
	1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「全介助」
	2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「全介助」

※アの2)及びオの3)については、該当する認定調査結果がないため、「主治の医師から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」によりケアマネジャー等が判断する。「主治の医師から得た情報」は書面に限らないが、連携十分とすることに留意し、照会・回答内容について必ず記録し理由書等に記載する。

注1. 「歩行ができる」であっても、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者として、ケアマネジメントにより地域の実情等を総合的に判断を行う。

注2. 昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断する。

※1：「歩行ができる」であっても、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者として、ケアマネジメントにより地域の実情等を含め総合的に判断を行う。車いすの利用頻度、歩行状況等を十分検討してください。

※2：昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断する。

「立ち上がり」はいすやベッド、車いすに座っている状態からの立ち上がりを評価するものである。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、「畳からポータブルトイレへの乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要がある。

【確認申請手続きの実施法方】

(1) 利用者の状態の確認およびアセスメントの実施

ケアマネジャー等は、利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施により、当該利用者の状態が表2に示した(i)～(iii)の状態像に該当する可能性、及び福祉用具貸与が適当か否かを判断する。

(表2)

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「状態像」に該当する者
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に表1の「状態像」に該当するにいたることが確実に見込まれる者
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の「状態像」に該当すると判断できる者

(2) 医学的所見の確認

ケアマネジャー等は、アセスメントにより福祉用具の貸与が適当と考え、主治の医師に対して医学的な所見を確認する場合、単に情報提供を求めるのではなく、担当ケアマネジャー等としてのアセスメント内容、及び必要と考えられる福祉用具の種目等、必要な情報を明らかにすること。

(3) サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントの実施

ケアマネジャー等は、確認した医学的な所見を踏まえ、サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントを実施した結果、特に福祉用具貸与が必要であると判断した場合、サービス担当者会議(実施した場合)の記録とケアプラン(介護予防ケアプラン)にその内容と医療機関名、医師名及び原因となる疾病等、利用者の医学的状況を明記し、福祉用具相談員の意見、本人・家族の意向等も確認していただき、指定(介護予防)福祉用具貸与理由書を提出して下さい。

《提出書類》

- ① 指定（介護予防）福祉用具貸与理由書
- ② 要介護の場合：居宅サービス計画書の写し
- ③ 要支援の場合：介護予防サービス・支援計画表の写し
- ④ サービス担当者会議の要点・照会内容を含む
- ⑤ 「車いす」利用者の状態確認表（車いす貸与の場合に限る）